

郡報

第六號

郡報 第六號

地方改良の基は自發の精神

之を聞く、米國あたりの農商務省はたゞ統計の編纂學術の研究に一意専念して居ればよいので、別にやかましく民間の事業に立入て世話を焼く必要が無い。勸業と云ふ勸の文字はあちらでは不可解となつて居ると云ふ。其事の良否は暫く措いて、役所が世話を焼くとも、民間の方で進むでござしゝ事業の改良進歩を圖つて行く有様は實に羨しいと思ふ。國の進み社會の善くなるのは是で無くてはならぬ。自發的に各人の心から出た改良發達でなくては効果が薄い。自分の仕事を他人から役人からやいゝ言はれなくては、何もしないと思ふ處に到底眞の文明は起らない。政府なり團體なりの補助獎勵が無ければ、事業が起らぬと云ふ様など、どうして地方改良の實が擧らうぞ。一般の人に自發的精神即ち元氣を以て善い事があつたら何でも自分から進んでやると云ふ精神が無い間は、いくら補助獎勵があつても焼石に水である。近頃郡で縣の農事試驗場から教師が來て馬耕の講習があつた。從來本縣の馬耕は幼稚なもので、馬の取扱方が乱暴であり、且つ鼻取り付が入用の爲め二人掛りで無ければ

出來得なかつたのが、此講習に由て一人でどんな馬でも自由に使へると云ふことになるのであるから農事改良上餘程有益の業なる事は疑がない。處が此講習あるとを各町村長に傳へ各町村農會に通牒しても一部分の熱心家は別として他は一向希望者が出ぬ再三通牒催促を重ね、遂には人を派して漸くにして十人計りの人を集め得たと云ふ事は何を意味するのであるか。或は傳達方法の悪いのも其一原因であろう（此点は大いに研究せねばならぬ。現に非常に熱心家であつた通知の無かつた爲に講習のあるのを知らぬ人があつた事が後に解つた。町村長から區長區長から各戸への傳達方法に遺漏多く、之が爲め大切な有益な通牒が一般に周知出來ぬとは常に遺憾に思ふて居る。特に區長諸君の公徳心に此事を訴へる）けれども概して改良事業に對する自發的精神が充分で無いが爲に、目前の不便を云々して折角の好機會を失ふのではあるまいか。今回ばかりではない、從來講習會のある毎に人を集める事で常に當局者は苦心して居る。可笑しな話で、各自の利益になる事を當人は平氣で、却て他人がやきもきして居るのである。若し之に反して、各自に自發的精神が盛であらば、役所の獎勵を待たず、善い事があれば進むで翕然として皆が之に集ると云ふ風になり、改良矯弊の事は瞬く間に成就するであろう、近來堆肥舍設立の必要が大分叫ばれて來た。當局の調べによれば本縣内丈けでも、堆肥舍の設立無き爲に現に一年百十萬圓餘の肥料分を損失して居るとのである。現に吾郡農會でも前就に報じたり如く其設立に對して獎勵規程を設けて居る。けれども各人が心から其必要を知り、自發的に設立の

普及を圖る氣が起らぬ以上は百の獎勵規程あつても畢竟形式に過ぎぬのであつて偶々之を建設しても暫くすれば物置小屋か何かにして仕舞うて、肥料は矢張り元通りの雨ざらしになると云ふ様な滑稽な現象を來すのである。他所でもやるから、自分の所もやると云ふ丈けでは、眞の改良は期する事が出來ぬ。況んや他所がやらぬから、已の處もやらぬと云ふに至ては沙汰の限りである。善い事であるならば、天下にたつた一人丈けになつても、やらねばならぬ。日本は忙しい、ごし／＼進まねばならぬ今日に、御互ににらみ合ふて、すくんで居ては仕方がない。之んな風に躊躇して居る間に、世の中はさつさと進むて行て、取り殘された者は即ち劣敗者となるのである。どうか御互に利根郡を劣敗者としたくない。之の爲めには各人が宜しく自發心を奮ひ起して何か善い事があるまいか、善い事ならば一生懸命にやらうぞと云ふ風に、活氣に充ちて居たいものである。所謂民風を作興するとは是である。民風が作興して居らぬ處には、どんな善い智慧や工夫や制度を持て來ても。石地に播いた種子のやうなものである。よく乾燥の出來て居る處には一本のマツチの火でも焰々と燃えしむることが出来るじみ／＼濕つて居る處には。一束の薪を燃やしても、火が付くまい。丁度之れと全じである。農村改良地方改良、方法や實例は随分と研究された。中には妙案とか奇抜とか云はれるものも無いでは無いが、大抵全國おしなべて見れば、同じやうなものである。然るに何故に此平凡通常の改良策が特に某模範村某經營に於て特に著しい効果を擧げて居るかと云ふ原因を究むれば、其處に活潑なる自發

精神が燃えて居て、よく平凡なる方法を化して非凡なる働となさしめたからである。昔の武士は腰に横へた大小は伊達では無いぞと豪語したものであつた。自發的精神が無いと、折角の善いものを皆伊達の道具や飾物にして仕舞ふ慮がある。吾々御互に注意して、どうか此精神を養成發揮。法令規則條例は勿論の事、講習會組合其他種々の施設をして、伊達の道具とならしめ度くないものである。

青年會の如きは殊に元氣の旺な頭腦の新鮮な青年諸君の集團であるから、一層自發的でなければならぬ。郡青年會が出来たから、御付き合ひに村の青年會も起さねはならぬ。郡でかうしろと云ふから面倒でも圖書室を作らうと云ふ様な、御役目御苦勞的のやりかたでは二三個月は續くかも知れないか、間もなく忘れた様に自分からも他人からも存在を認めぬやうになるのである。青年の特色は自發的元氣にあるにも係らず、こんな意氣地のないことでは致し方無い。眞面目に村の前途と青年の責務を考へれば、他人から云はれすとも奮發して立たねばならぬ譯になり、青年會の活動の如きは期せずして起るのである、何卒近來發會相繼ぐ郡内の青年會が徒に規則や看板ばかり立派で内容の枯死したものとなり果てぬ様偏に希ふのであつて、之れには自發的精神か何より大切なことに御注意を乞ふのである。其他教育事業慈善事業の如きにしても、自發的でなければ何の効果も無い、學校の建築ばかり立派に出来ても、形式的書類ばかり綺麗に書いても、自發的で無い教授振からしては、到底人間を養成するとは出来ないであらう。

要するに現時の急務は、煩瑣なる形式に囚はれずして、實質上の進歩を促すにあるのである。而して自發的精神を以て社會の上下に充滿せしむるは、此問題解決の唯一の鍵であることを信するのである。

(前田郡長)

冠婚葬祭を質素にせよ

冠婚葬祭は人生の大典であつて、莊重なる禮式を以て之を行ふと云ふとは、頗る結構なことである。然れど費用をかけ贅澤にしなければ、莊重に出来ぬと思ふのは大なる誤であつて、古來吾國固有の儀式は簡易素朴を尙むで居るのである、身分相應の費用をかけて、總振舞をしなければ儀式らしくないなど云ふのは、禮式と虚榮とを混同して居る話である。禮式は凡て眞ぶるを表はすを以て專一とすへし、之に過ぎたるは寧ろ非禮である。處か田舎程此儀式が虚榮に流れ従て多額の失費を要し勝ちであつて、農家疲弊の一大原因は此虚式にあると信するのである。今信すべき調査によるも、中産農家で結婚かあるとすれば、先づ普通二百圓は要する。葬式はと云へば極く内輪に見積て百圓。然るに中産農家一年の収入はと云へば、生産資本を引去て生活費に使用し得る分は、四百圓に足りぬ。一年四百圓未滿の収入しか無いものに二百圓の嫁取費は確に贅澤である。かくして冠婚葬祭相繼ぐに至らば、遂に家産蕩盡するより外は無いのである、豈是れ禮式の本意であらうぞ。然るに何故かく多額

の失費を要するやと云へば、其大部分は御客の賄費であつて、先づ二百人分の用意はせねばならぬと云ふのである。如何にも隣保互に相助け慶吊を共にすると云ふのは古來田舎の美風でもあらう。御客の澤山ある事は結構である。けれども世の進歩し經濟狀態が違ふにつけては、其やり方に就ては改良を施さねばならぬ。元より御客の方でも慶吊の眞ごころを表しに来るのであつて、酒肴を見當てに来るのではないから、結婚の時は親戚丈け宴會をするもよからう、他は菓子位で済ませたら如何である。葬式に至つては人の不幸事、それに御齋飯など云ふて、ゆる／＼取込の中を上り込む酒に酔うのも心ない業である。殊にかゝる凶事に對しては質素に死者に對する哀悼の誠意を表はすやうに致し度いものである。部落々々で申合規約でも作り、御互に酒肴の総振舞をせぬやうに取極めたなら虚榮に驅られて心ならずも派出にすると云ふ弊風を防げるであらう。若しろくに御馳走もしないなど、腹を立てゝ來ない者があるなら却て結構、そんな不眞面目な人に慶吊して貰はなくてもよいのである。

石川縣では縣知事から殊に此事に就いて縣民一般に告諭文を出されたやうである。結構なことと思ふ。是は全國一般農家に於て反省しなければならぬ問題と思ひ特に郡民諸氏の御注意を乞ふ。

(前田郡長)

五百圓で水力電氣が出来る

嘗て「捨てゝあるものはないか」と題して、日常近邊の事物に對して周密な注意を拂ひ、天與の賜物にして利用されて居らぬものはないかと目を配るとか必要な旨を述べたが、今其適切な實例があるから紹介しやう。材料は近頃の國民新聞にあつた事である。過日小松原前文相が岐阜縣を視察された處が、路傍の小さな用水路の落差四尺餘位なるを利用して小規模の水力電氣業が起されて居るのを見られて非常に感心された由、之れは全縣稻葉郡芥見村で中學卒業生なる篠田義彦同敏司兄弟の兩氏が企てたものである。世には死學問があつて理屈計りで融通の利かぬのも多いに、氏の如きは中學卒業の學力を最も適切に應用されたものである。且つ中學でも出るとつゞらぬ成效熱に浮されて居村の事を顧みぬと云ふ現代に於て、村に居らるゝのみか其村の福利の爲めに非常なる貢獻をされたとは實に欽すべきである。そこで兩氏の苦心經營に由て出來上つた水力電氣と云ふ物は設備費五百圓で成つたのでタービン式水車を以て發電に供し小屋掛けの様な發電所であるさうな。五馬力は優に出すが出來るが目下は二馬力使用されて、之れで全村が高い石油燈を廢して煌々たる電燈に照されて居る。尙ほ將來は此電力を使用して精米機初め諸種の生産の動力となさんとして居るとのこと。日本のやうな到處山川の多い處に水力電氣業を起すのは頗る適切であるが、必ず大規模の會社組織でなければ出來

ねとは限らぬ。町村や産業組合等で、此實例のような簡易水力電氣を起し費用や勞力の節約を圖り、産業と生活の上に大刷新を加へることは頗る興味多いと思ふ。

(前田郡長)

學校經濟の獨立に就て

町村の經費が年々増加するのは世の進歩に伴ふので致方もないし教育費も義務年限延長の結果増加して居る今左に四十二年度以降に於ける町村經費を掲げて其増加の趨勢を御眼に掛ける

年 度	經常費總計	經常臨時部總計	教育經常費
四十二年度	一九、七七、九〇〇	一四九、一七、四六〇	七、四六、四三〇
四十三年度	二五、七四、三六〇	一五〇、〇三、六九〇	七、一八、一〇〇
四十四年度	三三、〇六、九五〇	一六三、八七、〇三〇	七、四九、四六〇

斯く町村經費は年々平均約六千圓の増加率を示し教育費は總經費の約六割に當つて居る此割合で進んで行たなら實にたまつたものでない去りながら國民性を養つて行くには小學教育に於て兒童の頭に吹き込むのが一番善い故に教育の進路に支障なき程度迄節約に節約を加ふるは最も望む所であるが教育費を謂はれなく減するは絶對出來ぬ只今は各町村共に銳意基本財産の造成に全力を傾注せらるゝが中々短い年限では出來る事でないから何か方法を考て確乎たる基礎を定むるのが必要と思われる若し

一朝災害に罹ることでもあれば忽ち借金せねばなるまいし又現在の校舎が此後幾年を保ち得るか兎に角早晩改築の期が來ると極つて居るして見れば是れ等も今から考て置かねばならぬ併しなから是れは一時の事であるとしても學校會計の獨立は一日も早く爲し遂げたいものである目下差し迫つて居る部落有財産統一も各大字間の意見が一致しないので未だ何等の解決が附いて居ない十年計画とか二十年計畫とかにして統一したなら持ち寄りの財産が足らぬとか無いとかの大字があるとしても大字に比例して金員若くは勞力を提供することは大して骨は折れまい財産造成が焦眉の急でありとしたら好い加減の所て妥協し一日も早く殖林をするか好からうし全然林野のない町村では官有地又は私有地に部分林を設くるのも一策であらう本郡は山地であるから生徒の通學が不便である爲め一ヶ村に學校が三つも四つもある甚しい所は分教場を合せて八つもある従つて其費用が他郡に比して多くもあり其上教授器械等總ての設備が十分に行かぬ眞に不利な地位にある、其代り林野に乏しい他郡に較べると財産を作るには非常な便利がある何卒早く財産造成の計画を立て町村負担の一日も早く輕減せらるゝ事を希望して止まないものである。

(新美郡書記)

○郡青年會員見學旅行記

旅行員各位、余等は見學旅行記をものして、郡報に掲載せんことを約せしも、生憎新井視學

は文部省講習會に長らく出席し、高野技手亦例に依りて東奔西走加ふるに馬耕講習等の舉あり、彼此餘暇を得ざりしを以て這回は憾を遺して旅行記全部を次號に掲載せんと欲す、爰に約を履み得ざりしを謝し左記舉行に關せる概略を掲ぐ冀くは焉を諒せられよ

新井友吉
引率同行者
高野一司

我か利根郡は本縣の東北に位し、郡内山岳重疊、交通極めて不便なるを以て、時々他郡市内優良町村青年會、特殊事業、若は農事功勞者等に接して、採長補短の實を舉げ、且青年の智徳を進め、その團結心を強うし、協心戮力據て以て郡の開發に資益せしめんとは、會長たる前田郡長の夙に唱導せらるゝところにして、去る一月中代議員會を開きて之を諮られたるに、全員の賛同を得たり、舉行の機は熟して、越路の山に雪はあれど、利根の流れに春の色見ゆる四月上浣、郡内各青年會より二名若は三名を募りて、總員三十名、幹部よりは新井視學、高野農業技手同行の任に當れり、旅行日程左の如し

四日、縣立農事試驗場、新田神社、高山神社、大光院、

五日、日清製粉會社、モスリン會社、飯塚農學士經營大谷原農場、

六日、優良村境野村、歩兵第十五聯隊、

到る處極めて熱心に視察し、經營當事者亦懇切に指導誘掖に努められたるは、感謝措く能はざるところ

ろ・特に邑樂郡多々良村に於て、獨立農場を經營せる飯塚農學士は、熱誠に農民の覺悟を説き、且經營の動機、過去の辛酸、將來の豫想等を述べ、實際に就きて種々必要なる注意を與へられたるには、一行多大の信念と覺悟とを喚起し、歩兵第十五聯隊に在りては、岩永少佐自ら案内の勞を執られ、營内の實際、舍内の生活に致る迄、詳細の説明を加へ、且青年の發奮興起に就いて熱心演述せられたるは、是れ亦一行の感激するところなり、青年諸君亦非常に研究的にして、勤儉力行、寔に模範的旅行たるを失はず、前田會長深く之を喜はれ、旅行記念として内務省地方局編纂に係る「地方改良の要項」數十部を贈與せられたり、該旅行は二泊三日、東上州の大半を踏破して、旅行費僅かに金參圓餘りに過ぎず、郡青年會亦若干の補助金を交付して、その行を助けたり、尙青年諸君の希望多きを以て、繼續舉行するところなるへし。終りに臨み深く引率者としての余等の不行届を深謝す。

屑繭整理をすれば如何なる利益があるか

養蠶の目的は云ふ迄もなく、より多くの利益を収むるのであつて之れか方法手段は種々あるが先以て無駄の蠶を養はぬ様且つ上繭の割合を多からしめ中繭以下のものを少なからしむる様努めなければ養蠶の經濟は到底どれぬものであるから屑繭整理を奨励するよりは蠶業經營の整理を奨励するか順序であつて及ずなから之に努め又當業者も自ら進んで之れか方針をとりつゝあるに相違ないが、なか

を處理して遺利を拾はれんことを希ふ、所在町村農會で整理の講習會を開かるゝのは此際最も願はしきことである。

(白石技手)

稻作多穫の競争會に就て豫告

農産物の奨励として品評會の催しあるは結構な譯であるが、農産物は元より經濟上の問題であるから一粒選りのものを出して品質がどうの、形狀がどうのといふて一等賞か二等賞を貰た所で算盤に合はなければ頗る効果が薄い産米の品質改良と云ふ事も非常に大切な事で茨城縣其他では當局の方から之を奨励して居らるゝが、本縣の如き又本郡の如き住民の食ふ米の半分は他所から輸入すると云ふ様な處では産米改良の外に産米多収を圖る必要があると思ふ。殊に米價は高く生糸の安い今日に於て稻作收穫の多量を得ると云ふ事は生活上大なる利益ある事ではあるまいか、そして今年は風變りに左の方法によりて立毛品評會を開く事に取極めたれば品質や見面らの善惡に構はず何んでも石高の多いのを勝とするのであるから皆様其積りて澤山收穫あるものを出品せらるゝ様今から御心掛け下さい

(利根郡農會)

○利根郡農會水稻多穫競争會規則

第一條 本會ハ利根郡農會水稻多穫競争會ト稱ス

第二條 本會ハ稻作收穫ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ郡農會及町村農會ヲ以テ系統的ニ之ヲ組織ス

第四條 本會ハ郡内ニ於ケル町村農會員ノ耕種ニ於ケル立毛ニ付優良ナルモノヲ撰拔シ比較實査ヲ

經テ褒賞ヲ行フモノトス

第五條 町村農會ノ出品点数ハ其ノ町村ノ田反別ニ比例シテ郡農會ヨリ配當スルモノトス

第六條 出品撰拔方法ハ區撰拔町村農會撰拔ノ二種トス

一、區撰拔法 町村各區ニ於テ區内全部稻作中收穫多量ト認定スルモノヲ豫撰シ町村農會ノ審査ニ供ス

二、町村農會撰拔法 各區撰拔稻作ヲ審査シ配當点数ヲ撰拔シテ郡農會ノ審査ニ供ス

第七條 撰拔稻ハ早、中、晩ノ何レヲ問ハスト雖モ可成其ノ成熟期ヲ同フスルモノナルヲ要ス又タ作付反別一ヶ所五畝歩以上ニシテ一人一点ニ限ル

第八條 町村ニ於テハ十月末日マデニ撰拔地ノ位置作付反別耕作者ノ住所氏名ヲ記シ郡農會へ届出スヘシ

第九條 郡農會ニ届出タル撰拔地ノ現場ニハ前條ノ事項ヲ記シタル目標ヲ立ツヘシ

第十條 各區ノ審査員ハ町村農會長之ヲ囑託シ郡審査員ハ郡農會長之ヲ囑託ス

第十一條 審査法及等級査定ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 褒賞ハ左ノ五等ニ分ツ

- 一等 賞品
- 二等 賞品
- 三等 賞品
- 四等 褒狀
- 五等 褒

第十三條 出品人ハ審査ヲ辞シ若クハ之ヲ拒ミ又ハ審査ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テ又ハ褒狀ヲ辞ス
ルコトヲ得ス

大豆に就て

(續き)

今度は醬油の製造を申して、千石以上の輸入に對抗しなければならぬ、豆は十幾万石も輸出して居るし、作れは小麥も品質のよいものか出来るし、水は性質のよろしい立派のものか湧くし、何れの原料も天の恵みは尽してあるのである、少し資本家が醒めて呉れ、は結構な生産業たるに恥ぢない其參考になる部分丈けも書きたいのだが、味噌とはちがつて、少しく工業的性質を帯びて居るから、これ

は後廻しとして、今少しく豆の播種前から大豆に就いて申したいとがある、

豆の位置及用途の項に述べた如く、近來化學肥料の消費が非常な勢で進んで來たか農家の懐か申しても、農地の生産から申しても決して歓迎すべきでない、どうしても有機物の補用をしなければならぬと云ふので、各地に綠肥栽培が大に頭を付けて來たのである、

綠肥栽培用植物としては豆科植物に限られてゐる就中最も旺んのは、紫雲英、苜蓿、と大豆であるが前二者は冬作であつて後者は夏作である、前二者は滋賀岐阜愛知及島根縣から全國に供給してゐるこれに就いては比條項に申す必要はないが今主眼としてお話し度いのは後の大豆である、

縣試驗場の報告に依れば、利根郡の刈豆は余程有望種で四十一年から三年迄に平均桑の畦の中で二百五十貫弱收められる、現に本年度利根郡農會も照會の應答に忙しい程、和歌山、沖繩縣等の縣郡農會へ大部之を賣出す世話をした、斯様の趨勢であるから相當の生産を纏め適當の方法で吹聴したら、餘程面白いと思ふ、殊に縣農會や試驗場でも大變力を入れて呉れるやうである故、

然らば其生産物の取纏め方や、販賣の方法には如何なる手段を講じたらよいか、勿論一般農家が自己の豆島幾分を刈豆で地を塞いで呉れて、これが販賣組合を設立する事が何より結構である、僕の此題を設けたのは結局此販賣組合の設立を望む爲めである、是非とも著名の産物たる利根郡産大豆の販路を擴めん爲には共同販賣をやらなくてはいいけない、時勢は共同を要求して止まないものである、而

かも生産者と需要者との間は出来得るだけ接近せしめ握手しなければ双方共の損であるから、

それで販賣組合の種類の物品の受渡、其保管の方法、賣却の方法や其他實務上の帳簿や定款細則等も是非各員が承知して貰ひたいから他日餘白を借りて述べてもよいがこれは寧ろ講習でもやる性質のものであらう、であるから茲には見様によりては販賣組合にもなるし、共同栽培にもなるし、而も郡青年會の事業として基本財産や奨励金の蓄積ともするともなり得る有益な愉快の入口から初める方法を御話し度いと思ふ、

先づ之を郡青年會の仕事としても必ず會員各自の家で各戸五合なり一升なり定めて十一月末日迄に出品する様に尽力して呉れることすれば五十石なり一百石なりの豆が此に生れるのである、そして五合なり一升なりの生産せしめるに要する種子は郡農會の方から必出して貰ひ即ち各戸に種子百粒づつ配布して必ず播種して立派なものを生産して呉れる様に頼むとする、大變厄介の様であるが、僅かな厄介が素敵な事業になることを自覺して獻身的の活動を願ふ、若し此業にして一通りの成績を擧げ得るならば有形無形非常な利益が生れると信ぜられる、何分にも養蠶の忙しい時で、恰度激戦中に横鎗でもいれられた様ではあるが、百事皆考へ様一つである、幸ひ諸君の努力を望む、

今此事業の利益になる点を擧て見れば

一 時勢の要求に應じて郡の名産物を廣く各地に紹介することか出来る

二 共同の精神を強固にし小を積むで大となるの格言を實際に知ることが出来る

三 青年會員が會の自治觀念を確かにする事が出来る

四 基本金奨励金の蓄積にもなる

五 産業振興と青年會との大關係あることを自覺することが出来る

六 小さい區劃觀念を排して全郡一團と鍛へ固めるとが出来てこれこそ罪惡を誅する及ともなれば義に勇む劍ともなり弱さを助け怠けるものを打つ愛の鞭ともなるのである、
尙最後に参考に供したいのは本縣試験場の成績報告である

綠肥大豆收穫成績（反當三ヶ年平均）

試験區別	收穫	室		草丈	一尺間の本數
		全量	百分中		
支那大豆	二二四、三九八	一、一〇〇	〇、五四	二、六〇	二二
鬼 裸	二六二、一八二	一、二一五	〇、五一	二、〇五	三三
静岡大豆	二七一、一八四	一、二六六	〇、五三	二、五五	三三
刈 豆	二四八、九六〇	一、三八八	〇、六四	二、七二	二四

右試験の桑量成績（三ヶ年平均反當）

試験區別

刈 桑 量

標準
支那大豆
鬼裸
静岡大豆
刈豆

五三四、八〇〇
五五二、八〇〇
五二一、六〇〇
四二二、四〇〇
五八四、〇〇〇

コレニ依ツテ刈豆ハ標準區ニ比シテ優越ナル成績を示スヲ見ル

綠肥栽培の經濟的價值

○支出ノ部

名稱	數量	單價	小計	名稱	數量	單價	小計	差引
人尿	九〇、〇〇	〇、〇〇	一、八〇〇	過磷酸	二、〇〇	一、二三	二、二三	
大豆粕	九、〇〇	二、〇五	一、八四五	石灰	三、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	
強過磷酸	一、五〇	一、三五	一、五〇	大豆	五、〇〇	〇、一〇	五、〇〇	
施肥人夫	一、五	六、〇〇	六、〇〇	播種人夫	一、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	
計			四、三九六				一、六六六	二、六三三

○収入ノ部

名稱	數量	單價	小計	名稱	數量	單價	小計	差引
刈桑	五、四、八〇	一、〇〇	五、四八〇	刈桑	五、四、〇〇	一、〇〇	五、四〇〇	
計			五、四八〇				五、四〇〇	四、九二〇

○收支比較表

區別	収入	支出	差引
標準區	五三、四八〇	四、三九八	四九、〇八二
刈豆區	五八、四〇〇	一、七八六	四六、六一四
差引刈豆利益			七、五三二

之を見ても一反歩僅かに五升の豆で平均二百六十貫の生草を穫其含有窒素一貫四五十分もあり大豆粕十五六貫目に相等し而も其價は五六拾錢で足る、若し夫れ一反歩に對する普通肥料に比し七圓以上の収益を見るに至つては桑園肥料として綠肥栽培か如何に土地改善上將た農家經濟上偉大なる効果あるや之れを證して餘りある、

斯の如く試験場の成績は示して居る之を各府縣に報告書を配布し廣告して呉れるのであるから吾等は非常に奮發してよいものを生産すると共に感謝しなければならないと思ふ。(高野農事巡回教師)

縣稅徵收狀況

明治四十二年度より同四十四年度に至る縣稅の徵收狀況は別表の如くにして漸次良好に向ひしか尙町村當局に於ては滯納の矯正に留意せられ一層の御努力を希望す
(安田郡書記)

自四十二年度 至四十四年度 利根郡各町村縣稅調定額に對する收納百分率調

町村名	四十二年度	四十三年度	四十四年度
平均	平均	平均	平均
成績順位	成績順位	成績順位	成績順位
沼田	八一三 一一	八〇一 一六	九六〇 一一
利南	九九七 三	九九五 五	一、〇〇〇 一
白澤	九七一 五	九七七 一〇	九九三 五
東	七八三 一二	八五五 一五	九三三 一二
片品	八八五 一〇	九二四 一四	九二二 一三
川場	九九七 三	九九九 二	九九七 二
池田	九九七 三	九九八 三	九九六 三
薄根	九七七 四	九九三 六	一、〇〇〇 一
古馬牧	九九八 二	九九六 四	九九五 四
水上	九五六 七	九八三 八	九九二 六
桃野	一、〇〇〇 一	一、〇〇〇 一	一、〇〇〇 一

○自治体の事務に就て町村吏員諸君に計る

凡そ國家の基礎を鞏固にして健全なる發達を望まんとするには一に自治体の改善に心を傾けねばならんと思ふ、苟も自治体を以て國政の單位とする以上は自治が完全の域に達せなければ其國は必ず進歩しないのである、而して自治体の發展には殖産教育土本其他各種の施設が相俟て全きを得るのであるか直接自治事務にたづさはる者の特に注意せんければならぬ、根本のとは自治体内部の事務である自治体に於ける内部の事務にして不幸一度紊乱せんか外部に何如に最善なる施設を爲すと云ふも何等其効果を修むる事は出来ない從來内部の事務不整理の爲其施設不結果に終りし例は少くない故に各種の施設は内部の事務即ち庶務の整理と兩々相俟て始めて成功するのである此關係は車の兩輪の様で一方が完全を欠いて居れば何等役を爲さぬと全じである茲に拙文を記する所以は他ではない主眼とする處は此庶務の整理に就いてである諸君と自治の事務にたづさはると將に一歳に垂んとするのである近

來漸く本部の地理や事情にも幾分通じて來たから是れより諸君の御援助により徐々十分なる研究を重ねて是非とも内部の事務の整理を期したいと思ふ既住一ヶ年間に於て諸君と共に扱ひたる仕事は遺憾ながら未だ利根郡の自治事務であると高言して誇るとは出来ないことを遺憾と思ふのである希くば將來は諸君と共に十分是に顧みて庶務の上に充分の發展を見たいと思ふ普通事務を好く擧ぐる位は左程六ヶ敷い事ではないので少し注意して事に當れば自然に進んで行つて不知不識整理が着くのである事務の執行にあたつては關係法律命令規則規程例規等に依るは勿論秩序よく事件の結末を付けるとか肝心である如何に精力絶倫の事務家でも秩序なき事務は却つて不成績に終り勝てある

要するに町村に於ける些細の事務の不整理は延て町村其もの發展を阻害するとは火を見るより明かです事は一村の内部に止まると云ふも之を改めざるに於ては實に由々しき大事となるのである直言すれば本部の町村事務は本部富源開發に於て其餘地大に存する夫れの如く大に改善しなければならぬ箇所が澤山ある今四十五年度の始に當り諸君と共に新なる奮發と覺悟とを以て事務の上に新生面を開きたいと思ひかくは拙文を草した次第である

(飯田郡書記)

○公開主義と周知方法

自治とは單に役場で事務を執ること計りを謂ふのではない團體員全部の意思が團體の爲にし統一實行されて行くのか眞の自治である團體員としては團體の總ての狀態を知らなければ團體員としての行動は採れない譯である謂ひ換れば其の自治体に適合したる仕事は出来ない戸長役場時代に在つては事めんどうなりとして村治狀態を餘り知らしめない方針を採たのであるが今はそんな舊弊なことは自治の性質上許さない何事でも公開主義にやらなければ却て部民の猜疑心を深くする計りて時には是れが爲に不測の紛擾を來す様などか出來することも限らない圓滿なる自治の發達を望むにはどうしても役場と部民と共同一致相和して行動を採らなければ駄目である處か今日でも尙此舊弊時代の惡習を墨守して居る町村が多い様であるかは時代の進歩に伴はない話で甚だ宜しくない事であるかゝる慣習は一日も早く除去する必要があると思ふ亦近頃利根郡計りではないが上司より發する意思か郡民へ滯なく徹底しないと云ふので其筋でも非常に遺憾とされて居るのである本郡でも餘程此傾きがあるので前田郡長も尠なからず之を憂へて既に數回も訓示通告されたのであるか未だ其主旨が貫徹されない様である或は町村役場の施設方法に未だ足りぬ所かあるのではあるまいか

郡内でも新治村の如きは之に對して自治組合員を活動せしむる方法で可なり善く行届いて居る本村の是れに付て思ひ起したとかあるから概言して見よう曩に前田郡長か本村を巡視され(餘も隨行した)事務を檢閲中本村長から當夜青年會員に一場の講話を郡長に請ふた其時は午后三時頃であつた郡長は是を快諾されたから村長は之を會員其他一般に周知するに開會午後六時を以てした餘り突然の事で

もあるから聴衆が僅かでは困ると思つて居た處か豫告の時刻が來たら會場は既に百人近い聴衆で之には驚いた斯く短時間で然も本村は部落互に散在して居るにも拘はらず善く周知行届き且會員其他の者の時間を嚴守する点は全く敬服に耐えぬ 時間の勵行に付きては利南村を以て最とするかと思ふ

亦古馬牧村でも周知方法に付きては青年會事業報告板と稱して役場の掲示場の小さなものを村内適宜の場所に設けて青年會其他の事業一般に周知せしむる方法を採て居るか是等も善い方法である

或は諸種の集合を利用して廣く周知せしむるか或は古馬牧村のやうな報告板を各部落に必ず一ヶ所を設けて告知の要ある毎に之を印刷し學童をして貼らしむる等は善き方法であると思ふ其他自分の知らぬとて種々の方法を講じて居らるゝ町村も多いであらうか處に依るゝ掲示板へ掲示するさへ殆んど形式的の觀があつて或は貼り落したとか亦義務的に貼て貼るとすぐはけても一向無頓着に放任して置くのを度々見受けるか是等は矢張り氣を付けて親切に扱て貰ひたいと思ふ要するに之に對して十分最細の方法を講せられんことを望望するのである

(飯田郡書記)

振はざる青年會は會長に其人を得ざるゝ先輩の應援せざるにあり

古馬牧村青年會上收支部長 阿 部 政 壽

本郡は前田郡長赴任以來國家は青年の活動に俟ざるべからずと身は郡長の重職に在りながら郡青年

會なる大團體を起し自之が會長となり銳意青年指導の任に當り熱心に努力せらるゝの結果郡青年の風儀一新し眞面目に己の業務に勉勵しつゝあり誠に慶べき現象なり本郡之より發達進歩の緒に就かんか凡そ何種の團體を問はず多數の人共同して事業を爲すには必ず長たる人を置いて團體の事務を整理せざるべからず此長たる人は至誠にして團體の發達進歩を計る上に銳意せざるべからず恰も團長は一家に於ける戸主なり戸主にして遊意に流れ家道を顧ざるに於ては一家の衰頹期して俟へきなり青年會も同斷會長に其人を得ず當た役儀に權門勢家の人をして之ひ當しむるに於ては振はざるは當然なり彼の邑樂郡赤岩村青年會長筑比井竹次郎氏の如は貧しき豆腐屋の小倅なるに之か會長に推され熱心會の爲に努力したるの結果前後三回の表彰を受けたるに非ずや赤岩青年會か今日あるに至りたるは之れ偏に君か熱心努力の賜と謂はざるべからず故に青年會員は身分の如何を問はず至誠にして熱心會のため努力する人物を選定せざるべからず

又先輩は一家に於ける年老と同様にして青年が元氣に任して突飛の事を仕出かさざる様傍より忠告し隆陽に援助を與へ以て健全なる發達を遂げしめざるべからず然に往々青年と先輩間に確執を生じ先輩は青年が奈何生意氣など謂ふ態度にて青年に援助處か却つて青年を壓迫し青年會の發展を妨害しつゝあり之れ誠に寒心すへき事なり一家和合せす常に風波の絶へざる家は必ず亡ぶ一國も亦た然り況や我國は日露戰爭の創痍尙癒へず國歩艱難の折なれば先輩と青年は協力一致して自治の改善發達を計り

本郡の利権を増進せんことを望む

興 農 會 報

本會は左記規則に依り品評會を開きますから會員は奮て澤山御出品下さい

利根興農會品評會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ秋蠶及園藝ノ改善發達ヲ獎勵スルヲ以テ目的トシ來ル十月十日ヨリ三日間其ノ第一回品評會ヲ郡立農蠶講習所ニ開ク

第二條 出品ハ興農會員ノ自作製品ニ限ル 但シ參考品ハ此限リニアラズ

第三條 出品ハ左ノ三部類トス

第一部 蠶 業

第一類 秋 繭

第二部 園 藝

第一類 果 實

第二類 蔬 菜

第三部 參 考 品

第四條 出品ノ名稱數量左ノ如シ

第一部 第一類

秋 繭 乾燥セルモノ一舛

第二部 第一類

柿 梨子 苹果 各六個

栗 壹 升

葡 萄 大五房

全 第二類

甘 薯 拾 個

馬鈴薯 七 個

百合根 五 個

午房、胡蘿蔔 壹把 拾本

大根、蕪 五 本

青 芋 壹 升

葱 拾本

菜類 貳把

南瓜 貳個

玉菜 貳個

玉葱、佛手薯 各六個

薯蕷 六本

第三部 秋玉糸

第一區 一二部出品ニ關係アルモノニシテ有志者ノ出品ニ係ルモノ

第二區 小學校園及青年團ノ共同製作品

第二章 出品

第五條 出品人ハ九月十日迄ニ出品申込書第一様式ヲ興農會ヘ差出スヘシ

第六條 蘭ハ九月卅日迄ニ其他ハ十月八日迄ニ本會場ニ到着スル如ク出品スヘシ

但シ出品物ノ運搬費ハ出品人ノ負担トス

第七條 出品物ハ總テ興農會ヘ寄附スルモノトス

但シ蘭ハ半額ヲ寄附スルモノトシ又出品人ノ希望ニヨリ代價ヲ以テ寄附スルモ妨ケナシ

出品物ハ總テ賣約ニ付スルモノトス

第三章 審査及褒賞

第八條 出品人總テ審査ヲ呈スモノトス 但シ參考品ハ審査セズ總裁ヨリ謝狀ヲ呈ス

第九條 優良品ニ對シテハ左ノ等級ニ依リ總裁ヨリ褒狀ヲ授與ス

一等 二等 三等

第十條 出品人ハ審査若クハ褒賞ヲ實等シ異議ノ申立ヲ爲シ又ハ授賞ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 褒賞授與式ハ十月十二日當會場ニ於テ施行ス

第四章 觀覽

第十二條 毎日午前九時ヨリ午后四時迄衆人ノ觀覽ヲ許ス

但シ都合ニヨリ之ヲ紳縮シ又ハ停止スルコトアルヘシ

第十三條 觀覽人心得ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 事務

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 事務員 幹千名

第十五條 會長ハ興農會長ヲ以テ之ニ充テ本會一切ノ事務ヲ統理ス會長事故アルトキハ副會長之ヲ代

理ス

第十六條 審査長及審査員ハ郡農會技術者及地方實業家ニ囑托ス
第十七條 事務員ハ會長之ヲ撰任シ庶務ニ從事ス

附則

第一號様式 (用紙半紙)

利根興農會出品評會出品願書

町村 番地

出品人 氏 名

第 部 第 類

番	號	品	名	種	類	數	量	價	額	備	考
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

右出品候也

年月日

利根興農會宛

氏 名

東京通信

東京にて、さして、遠隔の地にも御座なく、又さはど變れるところにては御座なく候へども、ただ、滯京中思ひ浮べる事ども、筆のまに、記るるまでに過ぎず候、珍説奇聞、そは決して此通信の趣旨には無之候ま、あらかじめ御含置相煩したく候。

(新井郡視學)

▲視學講習會！講習といへば、近頃は「またか」と冷笑さるゝほど旺に相成候、全体これが外の職員とは聊か趣を異に致し居り、教育の事は一人人格と人格との接觸に依りて、感化陶冶を努むる義に有之候うて、即ち教師の學徳はやがて兒童に及ぼす直接の影響に有之候ため、常に學徳の補充修養を心懸け、又は講習會などに臨みて假令これだけにても、何物かを獲得せんと努むるは洵に須要なるに有之候、視學も亦教育行政の位置に立つと共に、教師各位と常々斯道の研鑽にあづかる次第に候へば、特に講習を爲すの要有之、加之小生などは職務上自然修學の餘暇を有せざるとなれば、斯くては到底日新の教育にたづさはる身として、自然忠實を缺くことあらんも計られずとの懸念有之候、如上の義にて這回こそは意氣込みたる次第に御座候、花散り果て候ども若葉青葉匂ひかをる東京に遊びて、幾多の刺撃に逢着する亦可ならずやと、四月十三日行李匆々暫く懐しき利根郡と袂

を分ち申候。

二

▲文部省の指揮に従ひて、麴町區飯田河岸に共同止宿のことに相成り、四十名程が一室に二名乃至三名位づゝ分宿同居致し候。飯田河岸は南に外濠有之所謂外濠線電車走り、北は道一重を隔てゝ高き石垣有之、石垣の上は瀛車甲武線及び電車を通じ居り候ことゝて、瀛笛の響電車のさしりと相和ゝ賑やかさはん方なく候、賑やかさも過ぎてはいかんともうるさく又煩はしさに堪へず候、特に心静に、山高く水清き利根郡に暮し居り候身にござりては一層の感有之候。

語に曰く「田舎は神に依りて造られ都會は人に依りて造らる」と、爾來幾多の觀察の中には此の語をして成程と首肯せしめし事柄も有之候様見え候。

とかく生活の有様は、人をして年齢以外に老若の差を甚だしく持たしむるものに候、四十四名の共同生活に學生時代の寄宿的生活の昔にかへりて、われ人ともに髭の白きも頭の禿げたるも忘れ果てゝ、嬉々として戯れ合ひ候もをかしく候。

三

▲講習會場は文部省修文館に有之、該講習員すべて九十三名、遠きは沖繩北海道、さては滿韓などよりも群り集ひ候ことゝて、控室に居り候へば語り合ふ言葉の調子などさまたにて物珍らしく候、

多くは髭有之中には鬚髯頗る美しき方も相見え、髭なきは僅に六、七を數ふる程にてこれに就き思ひ出候は、前田郡長殿が客秋郡青年會發會式の御講演の際「私は何もない金も無い髭すらも無い」などの事に候、兎も角風采堂々あたりをはらふ方々ばかりに有之、小生などは至つて氣のきかぬみすぼらしき次第にて、瘠我慢にも「子曰君子容貌如愚」など思ひ浮べて獨り自ら愚め居り候呵々多罪。

四

▲一日講話終りて後、貯金管理局を見る、建築宏壯先づ眼を眩せしめ候、それも其の筈延建坪五千坪工費額實に九十五万圓とのと、内に十三課有之此の外更に圖書室（内外各地の新聞雜誌及圖書を陳列し休憩時間内局員の縦覧に供す）醫務室あり、又教習室（新規採用者に事務取扱方法を教習す）あり購買組合（小學校の共同購買と同じ組織にて局員を以て組織し其數二千名一日の購買高平均金百五十圓）等有之設備萬端頗る整頓致し居り候、就中小生の最も感服致候は規畫課（爲替貯金事業の計画事務を掌る）の設置に有之候、

凡そ物事徒に舊套を墨守するに止まらば則止矣、實に此課設置の如きは、刻々に推移する世運に隨伴して、寧ろ此の推移に先ちて規畫を定め以て改良發展の途に立つもの、斯くして數百万人に關する複雑なる爲替貯金の事務は、刻々改善を施されつゝある次第に候、
醸て願ふにわが利根郡、農業といはず林業といはず自治教育に至る迄、須く此の意氣を眞向に振りかざして立つにあらずんば未則不可、冀くは深くとも一研鑽怠ることなく、以て事業の根底に

意義ある確立規畫を定め、其の一步をしてすでに成功の全豹を窺ふに足らしめんとす、所感斯くの如くに御座候

五

▲貯金管理局は二千名の吏員有之、内女子六百名程勤務致し居り候、それぞれに極めて煩瑣なる事務に執掌し最も敏活に働き居り候には、是れ亦一驚を喫し申候、殆ど寸暇なく而も一度机に向へば孜孜として働く有様、文明の活社會に處するお互は、平生事務に従事するに當りては斯くあらねばなるまじと今更ながら感歎仕候、一例を挙げれば金圓の計算に致し候ても、三位四位五位の數百枚を獨りにて算盤を用ひて計ふるに二十四五分位にて正しき答を得べく、若し百枚計算ならば早きは三分四十秒遅きも四分三十秒に有之れ、恰も人間わざとは思へぬ位の働にれ、又斯の子女の多くは暗算に妙を得普通に讀みて加減する如きは平氣にて暗算にて致居り、人の心理狀態精神の働も練習の如何に依りては斯くも神妙なる活動を爲すものにやと驚かれ申し、誰やらが「文明とは複雑の謂なり」と申しへども、此複雑を處理すること眞の文明にあらずやなど觀念致されり、

六

▲わが目撃せるところ、

淺草雷門より電車に乗る、一紳士足の痛みに靴を脱して腰掛に座す、車中殆ど満員の雜間、紳士やがて乗替へんとして靴を捜す、無し、同乗者共に捜せど終に見えず、紳士止むなく跳足にて去る、聞く、購ひたるまゝ僅に三日穿るに過ぎず、と由來お江戸は生き馬の眼玉を抜くと傳へらる俚諺われを欺かず。

嗚呼何たる慘事にいぞや、そは失へるもの、不注意の致すところなるへきも、而も奪ひ去れるもの、罪ならずとせんや、之をわが利根郡民に比す、道標を建て、公衆旅人の便に供し、道を問はるれば鄭寧に教へ道遣を拾はざる醇朴の風と果して何れぞや、霄壤の差とは斯かる事をやいふべき、人の造れる都會には罪多し、眺めては美はしき都會も、そが裡面には罪惡中々に繁く候、去るにても素樸は實にわが利根郡民の光には候はずや、質實は實にわが利根郡民の光には候はずや、彼此思ひ合はすれば、われ人ともに此醇厚の俗を長へに維持せんとに努めでやはあるべきと愚考致し、東京は文明なり開化なりとは皆人の語る所危い哉物質的文明の弊や終に精神の修養を忽にす、これにつけてもわが利根郡、物質的文明によしや少しはおくることあるも、驚くは心の修養に努め精神の文明を豊にし、而して精神的文明はその缺を補ひて綽々餘裕あらしめたるものに。 (未完)

○郡報はなるべく多勢で讀んで下さい

茲に更めて皆さんに申上くるまでもなく本郡の開発上爲になる話となるべく多數の方に讀んで實行

して頂きたい爲に此郡報が発行されるのでありますから皆さんも其の積りで大勢の人に廻して熱心に読んで下さいそれでは折角骨を折て發しても何の役もしないです

それで此郡報は今月から各青年會へも配付しますし又役場にさへ行けは何時でも一號から揃へてあります

(編輯係)

郡事近況

●農事講習會の閉會

二月五日より本郡農靈講習所に於て開始せる普通農事講習會は四月三十日を以て終りを告げ當日講習生三十七名に對し前田郡長より夫々終了證書を授與された

利南村	川田和三郎	川場村	高井雄作	久呂保村	倉澤俊齋
全	川田 梵	薄根村	高井今平	池田村	角田村三
全	田村穂重	桃野村	杉木榮二	全	牧野 薫
全	倉品宇平	久呂保村	堤 琢郎	全	牧野長太郎
池田村	齋藤茂登三	池田村	石田垣太	全	齋藤丑太郎
齋藤弘一	全	戸部吉之助	桃野村	原 光藏	

久呂保村	高橋 涉	全	大島守三	久呂保村	竹内幸七
片品村	星野朝光	全	岡谷覺治	糸之瀬村	石井 茂
全	星野 勲	古馬牧村	櫛淵伊和保		
全	高橋喜作	新治村	杉木茂四郎		

●本郡の會計検査

三月三十一日本縣會計課より町田属並關口吏員來郡せられ本郡の國庫に屬する會計検査を執行された

●壯丁のトラホーム検診

四月二日本縣より磯野縣醫來郡されて左記の日割を以て本郡壯丁のトラホームの検診を行はれた結果は前年に比して良好とのとであつた

四月三日	池田村	久呂保村	四月四日	白澤村	赤城根村
利南村	川田村	利南村	片品村	東根村	東根村
			四月六日	古馬牧村	桃野村
			新治村	水上村	新治村
			四月七日	川田村	薄根村
			沼田町	糸之瀬村	糸之瀬村

●新治村自治表彰式

四月七日新治村役場にて自治功勞者表彰式舉行本村は村内を數十の自治組合に別から其組合中諸税完納のものを表彰する規程になり居り昨年より實施せるが昨年の表彰組合七箇なるに對し今年は長足の進歩にて當日表彰の榮を受くるもの三十一箇洵に慶賀に耐へづ其他教員皆勤者九名に對しても夫々賞賜する處あり式終了後前田郡長一場の講話を試みたり。

●町村主任會議

前田郡長は四月十五日郡内各町村稅務會計主任書記を郡會議事堂に招集して稅務會計に關する事務に就き訓示された

●馬耕の講習會

本縣農事試驗場に於ては五月一日より郡内利南村大字沼須村及沼田町字榛名町の二ヶ所に馬耕の講習を開始したるが講習生は左記十一名の者で何れも熱心に講習され全月十五日終了を告げて廿日に之か終了證書の授與式を舉げられ當日は農事試驗場長代理として久保本縣技師臨場され講習生に夫々終了證書を授與された因に當日本縣より臨場されたのは縣農會の宮田技師農林家の田中屬であつた

(成績順)

利南村	金井長三	古馬牧村	眞庭甚三	利南村	金井眞
全	金井半全	全	角田秀雄全	小林甚太	
全	星野彌重全	全	小林仲治	桃野村林	清吉
糸之瀬村	石井邦太郎	桃野村	山岸梅次郎		

●郡教育會春季總集會

五月五日沼田尋常高等小學校に於て開會々則の改正其の他諸般の打合せを爲し役員の改選を行ひて午後三時閉會せり

○本郡農蠶講習所の狀況

本所の蠶業科は既定の通り去る四月五日を以て學科の講習を開始し全下旬には學術の傍ら實習の準備に勉め五月一日には蠶種の催青に着手し全十四、十五の兩日を以て掃立を行つたそうして本年度に於て生徒實習用に供したる蠶量は四十匁にして其の種類は四種あるけれども何れも又昔種の系統に屬し掃立以來發育良好であつて其の經過は左の通である

五月十四日午後二時掃立	全十九日午後三時一眠停食	全二十日午後十一時桑附
五月十五日午後二時掃立	全二十日午前十一時一眠停食	全廿一日午後十一時桑附

其他に生徒の參考資料として全葉育給桑回数減少試育等を爲し居れり
講習生は最初入學をなしたるもの十六名であつたか家事其他の都合で中途退學者があつて今では左の
十三名で熱心學術實地共に勉めて居る

川場村	金子	要	薄根村	金子	孝太郎	水上村	高柳	助次
利南村	津久井	芳雄	白澤村	小野	叶	桃野村	原	善之助
古馬牧村	阿部	英胤	川場村	關	忠亮	川田村	大竹	彌平治
糸ノ瀬村	横坂	俊治	薄根村	木村	薫友	全	根岸	菊治
新治村	塩原	照雄						

●秋蠶種の製造及配付

赤城原野にある本郡農會立秋蠶種製造所は本年も五月二十三、四の兩日を以て原蠶の掃立を爲したれ
は七月二十四、五の兩日頃より七月三十日頃迄の間に掃立得らるへき秋蠶種を製造し郡内希望者に實
費配付をなすの見込なりと

●産牛馬組合の種付

本年は新治村に長野縣種馬所より洋種雜種各一頭の配付あり百餘頭の種付ある筈。沼田町に於ては種
馬所より配付の雜種 號及び組合にて借入れた一深山號を備付何れも無料種付を行ふ。本郡の如
きは一層産馬獎勵の餘地ある事なれば、各農家の奮勵を望む。沼田町の深山號にはなほ臨時希望者の
需に應ずる餘裕ある希望者は至急申出てを乞ふ。

●衆議院議員選舉

五月十五日衆議院議員選舉あり投票函は十六日正午迄に何れも郡衙へ到着し翌十七日午前八時郡役所
にて開票所の事務を開始し午后零時三十分無事終了す因て十八日選舉會の結果本縣にて當選したるも
のは左の如し

武藤	細野	根岸	日向	葉住	須藤
金	次郎	太	輝	利	嘉
吉	郎	郎	武	藏	吉

●中部學事會の講演

四月十六日中部學事會主催にて内村鑑三氏の教育に關する講話あり意識以下の意識か教育上最も重要にして教育者の品格を高むる事か何より必要なる旨を熱心に語られ聴衆に多大の感動を與へたり

功勞者

●各町村青年會最近況

古馬牧村青年會は全村在郷軍人分會と聯合して上牧支部所在地子持小學校に於て四月十八日總會を開き勅語捧讀及び過般郡青年會視察旅行員の報告あり終りに前田郡長の講話ありて閉會出席者百餘名翌四月十九日水上村青年會幸知支部にて分區青年會發會式あり山間僻遠の地なるにも係らず二百餘名の會衆あり舉式の後前田郡長及び星野全龍師の講話あり、了て蓄音器等の餘興ありき、

四月二十日糸之瀬村青年會講演會糸ノ瀬小學校にて開かる前田郡長及渡邊英三氏の講話あり、聴衆百五十名程

●海軍志願兵の合格者

本郡に於ける本年の海軍志願兵の合格者左の如し

水兵	久呂保村 林	七五三吉	水兵	東 村	小林 新一郎
水兵	池田村 阿部 信久	主厨	片品村 星野 留三郎		

●郡教育方針に關する講演

本年一月郡訓令甲第一號を以て本縣教育方針四綱領に基きたる本郡教育方針要目の發令せらるゝや、前田郡長は銳意是か徹底に努め五月上旬新井郡視學の文部省視學講習會よりの歸廳を待ち同視學を派して五月十一日東部乙種學事會同十八日には中部乙種學事會に於て該教育方針の趣旨要目編製の逕路並實施上の諸般注意等に就きて講演せしめたるに各會員は熱心に傾聴せり更に前田郡長は各町村長各學校長に對して實施上の豫定計画等を徴し自から該報告書の檢閲に従事しつゝあり尙各學事會に於て新井郡視學は會員の希望に依り文部省視學講習會に於て修得したる教育上の根本概念數頭に就きて斯道大家の學說を紹介したるに各會員は何れも満足に聴取りせりといふ

●町村吏員の異動

三月廿五日辭職

桃野村收入役

大 川 仙 太 郎

四月二日 辭職	赤城根村長	吉野爲作
四月九日 辭職	水上村収入役	鈴木輝三郎
四月十一日 辭職	川場村長	關準藏
四月十五日 認可	水上村収入役	林藤七
四月廿二日 認可	川場村長	高井安兵衛
四月廿七日 辭職	白澤村長	小野雅五郎
五月六日 認可	赤城根村長	津久井品吉
五月八日 認可	桃野村収入役	内海新三郎
五月十一日 辭職	白澤村収入役	増田金作
五月十一日 認可	全村長	増田金作

●神職の異動

池田村大字發知新田村社池田神社

社掌 植栗幸十郎

久呂保村大字森下村社大森神社々掌に兼任せらる

〔五月十四日付〕

明治四十五年五月廿九日印刷
明治四十五年五月三十日發行

〔非賣〕

發行人
編輯人

利根郡長 前田多門

利根郡書記 飯田桃太郎

群馬縣利根郡沼田町五五七番地

第一條 去勢
第二條 官廳の所有に属
得

第三條 地方長官去勢施行に關し規程を設けたるときは之を陸軍大臣に報告すへし

第四條 去勢を猶豫すへき馬匹の検査又は去勢の施術に際し必要ありと認めたるときは市町村長は之に立會ひ又は該當市町村の吏員をして之に立會はしむへし

第五條 本則に依る馬匹の所有者の届出は口頭を以て之を爲すことを得

第六條 去勢を行ふへき馬匹の所有者其の馬匹を現在地外の市町村に置くとき其他必要あるときは管理者を設くへし

四月二日 辭職	赤城根村長	吉野爲作
四月九日 辭職	水上村収入役	鈴木輝三郎
四月十一日 辭職	川場村長	關準藏
四月十五日 認可	水上村収入役	林藤七
四月廿二日 認可	川場村長	高井安兵衛
四月廿七日 辭職	白澤村長	小野雅五郎
五月六日 認可	赤城根村長	津久井品
五月八日 認可		

休村大

掌

幸に兼任せらる

集

幸十郎

〔五月十四日付〕

附 録

◎馬匹去勢法施行規則

大正五年十月廿七日 陸軍省令第十一号

第一章 總 則

第一條 去勢を猶豫すべき馬匹の検査は馬政長官之を行ひ馬匹の去勢は地方長官之を行ふ

第二條 官廳の所有に属する馬匹の去勢に關しては馬政長官本則の規定に依らず適宜之を行ふことを

得

第三條 地方長官去勢施行に關し規程を設けたるときは之を陸軍大臣に報告すへし

第四條 去勢を猶豫すべき馬匹の検査又は去勢の施術に際し必要ありと認めたるときは市町村長は之

に立會ひ又は該當市町村の吏員をして之に立會はしむへし

第五條 本則に依る馬匹の所有者の届出は口頭を以て之を爲すことを得

第六條 去勢を行ふべき馬匹の所有者其の馬匹を現在地外の市町村に置くとき其他必要あるときは管

理者を設くへし

前項の管理者は馬匹所在地の市町村に居住するものに限る

第七條 馬匹の所有者前條の管理者を設け又は之を變更したるときは直に其の住所氏名を管理者現住地の市町村長に届出つへし

第八條 本則中所有者に關する規定は馬匹の管理者あるときは管理者之を適用す

第九條 本則中郡長市町村長に關する規定は郡制、市制又は町村制を施行せざる地に在りては郡長市長町村長に準ずべき者に、市町村に關する規定は市制又は町村制を施行せざる地に在りては市町村に準ずべきものに之を適用す

市制第六條及同第八十二條第三項の市に在りては本則中市長に關する規定は區長に、市に關する規定は區に之を適用す

第二章 調 査

第十條 明ヶ三歳の牡馬、馬匹去勢法第四條各號の一に該當する牡馬及去勢を猶豫せられたる牡馬の所有者は其の年一月一日より同十日迄の間に去勢馬匹現在届第一様式を馬匹所在地の市町村長に差出す

へし但し四國九州の各縣及沖繩縣に於ては前年十二月一日より同十日迄に本條の届出を爲すへし去勢猶豫の検査を請求せむとする者は去勢馬匹現在届に其の旨を附記すへし

去勢馬匹現在届提出後検査又は去勢終了前に其の馬匹に異動を生したるとき又は第一項の馬匹を所有するに至りたるときは第二様式に依り直に其の旨を届出つへし

第十一條 市町村長は前條の届出に依り去勢馬匹連名簿第三様式及検査馬匹連名簿第四様式を調製し検査馬匹

連名簿は之を検査前去勢馬匹検査員に、去勢馬匹連名簿は之を去勢施設前去勢技術員に交付すへし第十二條 市町村長は去勢馬匹頭數表第五様式を調製し町村長に在りては一月三十一日第十條第一項但書

在りては前年十二月卅一日迄に之を郡長に提出し市長に在りては二月十日第十條第一項但書の各縣の町村長に市長に在りては二月十五日迄に之を地方長官に提出すへし

郡長は前條の去勢馬匹頭數表に依り管内を通したる去勢馬匹頭數表を調製し二月十日第十條第一項但書の各縣の郡長に在りては迄に之を地方長官に提出すへし

第十三條 地方長官は前條の去勢馬匹頭數表に依り管内を通したる去勢馬匹頭數表を調製し去勢計畫概要書第六様式を添へ二月二十日第十條第一項但書の各縣に在りては二月二十五日迄に之を馬政長官に送付すへし

第十四條 市町村長第十條第三項の届出を受けたるときは去勢馬匹連名簿及検査馬匹連名簿を訂正すへし

前項の届出か馬匹連名簿交付の後なるときは其の旨を検査員又は去勢技術員に通知すへし

第十五條 馬匹検査又は去勢終了後に於て第十條第一項の馬匹を所有するに至りたる者は其の旨を馬匹所在地の市町村長に届出つへし

前項の届出を受けたるときは市町村長は之を地方長官に報告し地方長官は丙種去勢猶豫證第八を馬匹の所有者に交付すへし

第十六條 道府縣都市町村の所有に属する馬匹は地方長官部長又は市町村長に於て之を調査し第十一條乃至第十五條の規定に準し相當の手續を爲すへし

第三章 檢 査

第十七條 馬匹去勢法第二條に依り去勢を猶豫すべき馬匹は所有者の請求に依り検査の上之を決定す

第十八條 前條の検査は馬政長官二人の去勢馬匹検査員をして之を行はしむ其の期日場所及區域は馬政長官の通知に依り地方長官之を告示す

検査員は馬政局官吏又は師團獸醫部若は軍馬補充部の職員及道廳府縣官吏を以て組織し馬政局官吏以外の者に在りては馬政長官之を囑託す

沖繩縣及陸軍大臣の指定する島嶼に於ける検査は馬政長官前二項の規定に依らず適宜之を行ふことを得

第十九條 検査を受くべき馬匹の所有者は地方長官の告示に依り其の馬匹を當該検査所に牽付くへし

検査員は検査の上馬匹去勢法第二條第一項に該當する馬匹には甲種去勢猶豫證第七を同第二項に該當する馬匹には乙種去勢猶豫證第八を馬匹の所有者に交付すへし

第二十條 正當の事由に依り馬匹の検査を受くること能はざるときは所有者は事由を具し直に其旨を

馬匹所在地の市町村長に届出つへし

前條の届出を受けたるときは市町村長は之を地方長官に報告し地方長官は丙種去勢猶豫證を馬匹の所有者に交付すへし

第二十一條 検査員馬匹の検査を終りたるときは去勢猶豫馬匹検査成績第九二通を調製し一通は馬政

長官に他の一通は別に調製したる去勢猶豫馬匹連名簿第十並去勢猶豫不合格及不參馬匹連名簿

第十一と共に地方長官に提出すへし

地方長官は前項の去勢猶豫不合格及不參馬匹連名簿を去勢技術員に交付すへし

第二十二條 去勢の施行を猶豫せられたる馬匹を譲渡したるときは馬匹の所有者は去勢猶豫證の裏面相當欄に譲受人の住所氏名及譲渡の事由を記入して捺印すへし

第四章 去 勢

第二十三條 地方長官は去勢の期日場所及區域を定め之を告示し其の旨を直に馬政長官に通知すへし

第二十四條 去勢の施術は去勢技術員之を行ふ

去勢技術員は馬匹去勢術練習生規則に依り修業證書を有する獸醫又は之に同等以上の技能ありと認むる獸醫の中より地方長官之を命す

圖

前項馬匹の所有者には馬匹一頭一回毎に十五錢の手當を給す

上の月を以て終て其の番に二地の壯す其の他の必要に依り地方長官之を定む

市町村長の証明を得其の旨を去勢技術員に届出つへし

施術を受くへし

去勢猶豫證の交付を地方長官に願出つへし

期日内に自己の費用を以て去勢を行ふへし

[illegible]

第三十四條 地方長官去勞の施行終りたるときは馬匹去勞成績報告第十二式を陸軍大臣に提出すへし

第三十五條 地方長官前條の報告を爲したる後丙種去勢猶豫證を交付したる馬匹あるときは其の頭數

第 去勢技術員は去勢技術員徽章附を装着すへし

第

詐欺其の他の不正の行爲を以て去勢の施術を免れたる馬匹の所有者亦前項に同じ

第二十八條 去勢すべき馬匹にして疾病又は發育不全に因り去勢を行ふに堪へずと認めたるときは去勢技術員は去勢の施術を猶豫し其の旨を地方長官に報告し地方長官は丙種去勢猶豫證を馬匹の所有者に交付すへし

第二十九條 警察官吏馬匹行政に關係ある官吏又は去勢技術員去勢猶豫證の閲覧を求めたるときは其の馬匹の所有者は之を拒むことを得す

第三十條 去勢猶豫證の効力は馬匹所在地に於ける翌年の検査期日迄とす

第三十一條 去勢猶豫證を毀損又は亡失したるときは馬匹の所有者は市町村長を経て丙種去勢猶豫證の交付を地方長官に願出つへし

第三十二條 去勢猶豫證を有する馬匹の所有者は翌年の馬匹検査の際其の猶豫證を検査員に返納すへし

第三十三條 去勢所閉鎖し期日に至るも尙去勢施術後の治療を要する馬匹あるときは地方長官は適宜の方法に依り其の治療を最寄の獸醫に委託することを得

第三十四條 地方長官去勢の施行終りたるときは馬匹去勢成績報告第十二式を陸軍大臣に提出すへし

第三十五條 地方長官前條の報告を爲したる後丙種去勢猶豫證を交付したる馬匹あるときは其の頭數

を毎年十二月三十一日迄に馬政長官に通知すへし

第五章 癡斃馬の評価及償金

第三十六條 馬匹去勢法第五條に該當する馬匹あるときは地方長官去勢馬匹評價書第十三式及去勢技術員又は馬匹治療の委託を受けたる獸醫の癡斃馬鑑定書第十四式を徴し償金額査定見込書と共に之を馬政長官に送付すへし

第三十七條 郡市町村若は之に準ずべきもの、吏員又は馬匹の賣買に關する經驗ある者の中より命せられたる馬匹評價員には評價の當日に限り二圓以下の手當を給す

第六章 罰 則

第三十八條 詐欺其の他の不正の行爲を以て馬匹去勢の施行を免れたる者は五十圓以下の罰金に處す

第三十九條 第二十七條の規定に違反したる者は三十圓以下の罰金又は料料に處す

第四十條 第十條第一項第三項第十五條第一項第二十六條第一項の届出を怠りたる者第二十五條第一項第二十六條第二項の馬匹の牽付を爲さざる者

又は第二十九條の規定に違反したるものは料料に處す

附 則

本則は大正五年十一月一日より之を施行す

附 録

本會模範桑園設置獎勵規定左之通り相定ム

大正四年三月十三日

利根郡農會會長 坂 本 森 一

利根郡農會模範桑園設置獎勵規定

第一條 桑園改良ノ目的ヲ以テ町村農會又ハ青年會ニ於テ模範桑園ヲ設置シタルトキハ本規定ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

第二條 模範桑園ハ一町村毎年一ヶ所トシ其面積ハ一反歩以上トス

第三條 春蠶用模範桑園ハ高刈、中刈、ノ内一種若ハ二種トシ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、高刈ハ地上八尺乃至九尺ノ高サニ刈臺ヲ作り畦間及株間ハ六尺乃至九尺トス

二、中刈ハ地上二尺五寸乃至三尺ノ高サニ刈臺ヲ作り畦間ハ五尺乃至六尺株間ハ四尺乃至五尺トス

秋蠶專用模範桑園ハ根刈ノ一種トシ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、刈臺ノ高サハ地上五寸以内トス

二、樹種ハ本魯桑ニ限ル

三、畦間ハ四尺乃至五尺株間ハ二尺乃至二尺五寸トス

四、植栽後三年目ニアラサレハ收葉スルコトヲ得ス

第四條 第一條ノ獎勵金ハ一ヶ所ニ付初年ハ金拾五圓二年目三年目ハ各金五圓トス

第五條 獎勵金ヲ交付シ又ハ交付セントスル模範桑園ハ本會技術員ヲシテ監督指導セシムルモノトス

第六條 本規定ニ依リ獎勵金ヲ受ケストスルモノハ別記樣式ニ依リ毎年一月十五日限り本會ニ申請ス

ヘシ

第七條 前條ノ申請アリタルトキハ本會ニ於テ實地調査ヲ爲シ設計栽培其他ニ付指揮スルモノトス

第八條 模範桑園ニハ團體模範桑園ナルコトヲ明示シタル標杭ヲ建設スヘシ

第九條 本規程ニ違背シ又ハ桑園ノ成績不良ニシテ模範ノ實ナキトキハ獎勵金ノ交付ヲ爲サルコト

ルヘシ

第十條 第六條ノ申請期限ハ大正四年ニ限り三月末日トス

(樣式)

獎勵金下付申請書

團 体 名

右ハ貴會模範桑園設置獎勵規程ニ依リ左記ノ通り模範桑園設置可仕候條獎勵金御下付相成度此段

申請候也

年 月 日

右代表者

何

某

印

利根郡農會長殿

左 記

一、位 置

二、面 積

三、高刈、中刈、根刈ノ別

四、畦間及株間

五、樹種名

六、管理者及其代理者住所氏名

七、着手及竣成豫定月日

利根郡農會堆肥舍補助規定左ノ通相定ム

大正四年五月二十四日

利根郡農會長 坂 本 森 一

利根郡農會堆肥舍補助規程

第一條 堆肥製造ノ目的ヲ以テ堆肥舍ヲ設置シタルモノニハ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 前條ノ堆肥舍ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルコトヲ要ス

一、面積ハ六坪以上トスルコト

二、舍内ノ土間ハ勾配ヲ付シ石灰叩又ハ「セメント」ト爲シ漏液ヲシテ一定ノ溜ニ流入スル様設備スルコト

三、溜ハ徑二尺以上トシ舍内ノ一部又ハ外部ニ設置スルコト

四、屋根及周圍ハ風雨日光ヲ防グニ相當ノ設備ヲナスコト從來堆肥舍以外ノ目的ニ供セシ建物ヲ改造シテ堆肥舍トナスモノ亦全シ

第三條 補助金ヲ受ケムトスルモノハ起工前第一號様式ニ依ル願書ニ設計書ヲ添ヘ豫メ本會ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 前條ノ認可ヲ受ケタルモノハ五ヶ月以内ニ必ス竣工スルコトヲ要ス

第五條 堆肥舍竣工シタルトキハ第二號様式ニ依リ直ニ其旨届出ツヘシ

第六條 前條ノ届出アリタルトキハ實地調査ノ上適當ト認ムルトキハ左ノ區別ニ依リ補助金ヲ交付ス

一、新設ノ場合 壹坪ニ付金壹圓以内

二、改造ノ場合 壹坪ニ付金四拾錢以内

第七條 本規程ニ違背シ其他不都合ノ廉アルトキハ補助金ヲ交付セサルコトアルヘシ

附 則

第八條 本規定ハ大正四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 明治四十五年三月制定堆肥舍建設補助規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十條 本規程施行以前ニ於テ從來ノ規定ニ依リ出願シタルモノハ本規程第三條ノ認可ヲ受ケタルモノト見做ス

(様式第一號)

堆肥舍新設(改造)認可願

私儀今般別記設計書ノ通り堆肥舍新設(改造)致度候條御認可ノ上相當補助金御交付相成度此段相願候也

年 月 日

郡農會長氏名殿

別記

住所

出願人氏

名印

一、坪數

二、土間叩

三、溜

四、屋根

五、周圍垣

六、從來ノ建物ノ種類 (改造ノ場合ニ限ル)

七、起工豫定月日

八、竣工豫定月日

(様式第二號)

堆肥舍竣工届

大正 年 月 日 利根郡農會指令第 號ヲ以テ御認可相成候堆肥舍大正 年 月 日 工事竣工

候ニ付御検査相成度此段及御届候也

年 月 日

住所

出願人氏

名印

町村農會長氏

名印

利根郡農會長氏名殿

昇汞水使用ニ關スル注意書

一、昇汞水ノ性狀 昇汞ハ白色針狀ノ小結晶ニシテ容易ニ水ニ溶解ス就中温湯ニ在リテハ最モ速ニ溶解スルノ性アリ本藥ハ日本藥局方毒藥ニ属スルヲ以テ注意シテ保存スヘシ

二、昇汞水調製法 (昇汞一分塩酸十分水九百八十九分) 昇汞一定量ヲ採リ之ヲ陶磁器、硝子器、木製容器ニ投入シ次テ一定量ノ温湯ヲ注加シ非金屬ノ小棒ヲ(箸ノ類)以テ徐々攪拌溶解セシメ後塩酸十分ヲ加フルトキハ千倍昇汞水ヲ得ヘシ例ヘハ昇汞四グラム(約一匁)ヲ温湯三千九百五十六グラム(約二升)ニ溶解シ之ニ塩酸四十グラムヲ加フルニアリ斯ク製シタル昇汞水ハ無色透明全然普通

水ト區別シ難ク從ツテ或ハ過誤飲用ノ惧之レナキニシモアラサルニヨリ「スカレット」其他ノ赤色素ヲ以テ帶赤色トナシ飲用水ト區別スルヲ法トス併シ色素類モ亦非常ニ騰貴セシノミナラス購入困難ナルベキニヨリ梅漬水(俗ニむめす)ヲ適當ニ加フルモ便法ナラム試ミニ石炭酸水對昇永水ト價格上差違ヲ示スコト下ノ如シ

(イ) 防疫用石炭酸ハ時價一磅二圓ナルヲ以テ之レヲ二十倍ニ稀薄スルトキハ約五升ノ石炭酸ヲ得一升四十錢ノ高價トナル

(ロ) 昇永ハ時價一磅二圓八十錢ナルヲ以テ之ヲ千倍液トナストキハ約二石二斗ヲ得一升僅ニ一錢二厘ナルノミ然リ而シテ其消毒力タルヤ極メテ強烈二十倍石炭酸ノ消毒力ト比較シ毫モ遜色アルコトナシ

三、昇永錠 昇永水調製上最モ簡便ナルモノハ昇永錠ナリ此一箇ハ〇、五グラムノ昇永ヲ含有スルヲ以テ四錠ヲ溫湯一升一合ニ溶解セシムルトキハ即チ千倍昇永水トナル併シ價格ニ於テ少シク高價ナルヲ免レス

四、取扱上ノ注意 昇永水ハ金屬ヲ腐蝕スル性アリ故ニ之レカ貯藏ニハ陶磁器、硝子器、木製器ニ容レ貯フルヲ法トス即チ甕類、桶類等ヲ使トス昇永水ハ日光ノ直射ヲ受クルトキハ分解シテ効力減損セラル、ニヨリ必ス覆蓋ヲ施シ千倍昇永水飲ムベカラス、取扱注意等ノ文字ヲ明記シタル木札ヲ

添付シ務メテ普通水及他藥トノ區別ヲナササルベカラス

五、應用 昇永水ハ飲食用器具、玩具ノ消毒飲料水ニ滲透スベキ場所ノ消毒金屬類及有機物タル屍體糞便、尿、咯痰、塵芥、吐物等ノ消毒ニ用ユベカラス主トシテ手指、身體、疊類、建具類、板、土壁、衣類、寢具、書籍、其ノ他之レニ類スル物件ノ消毒ニ應用スルヲ通則トス

但シ糞、尿、屍體、塵芥ノ如キハ生石灰乳ヲ用ユルカ或ハ他ノ消毒方法ヲ應用スルニ於テハ石炭酸ハ全ク無用タラシムルヲ得ベシ